

たいら行雄

おはようございます。私は、日本共産党県議として、議案第101号「九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う県民投票条例制定案」および、同修正案について、賛成の立場から討論を行います。

今回の県議会臨時会は、地方自治法第74条第1項の規定により、九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う県民投票を求める市民団体によって、県民投票条例制定を求める直接請求があったことから、その議案を審議するために開かれたものです。

市民団体から提出された直接請求の趣旨としては、原発は、ひとたび事故をおこせば、そこに住む住民に甚大な影響を及ぼすことから「川内原発の立地県民として、20年延長運転を認めるのか、それとも40年で停止・廃炉の道を進むのか選択したいと考える」としています。

これは、憲法に定められた地方自治法にもとづいて行われる住民参加の直接請求を行うものであり、まさに民主主義の根幹をなすものであると考えます。

私は、今回の条例制定請求を行った13人の代表者の一人として、これまで、今回の直接請求を行うための署名行動に携わってきました。その経験をまず、お話をさせていただきます。

地方自治法第74条第1項の規定による条例制定の請求を行うためには、直接請求に必要な数の署名を集める必要があり、その数は県内の有権者の50分の1という高いハードルが設けられ、今回の法定署名数は、約27,000筆というものでした。しかも、一筆一筆必ず対面で署名していただかなければなりません。

そのために私たちは、県民一人ひとりから署名を戴くための署名収集者を、県内のほぼすべての市町村で合計1,000人を超えて募り、6月～7月の2カ月間、懸命の署名行動を行いました。

署名収集者は、6月は、梅雨期の連日の雨の中を、7月は、真夏の過酷な日差しに晒されながら、地域を一軒一軒訪問したり、駅頭や地域の商店街などに立ち、署名への協力を呼びかけ、5万筆を超える署名を集めることができました。

この結果は、川内原発の20年延長運転という県民の将来にかかわる重要な問題について、「私の意見を聞いてほしい」との思いの表れであり、「県民投票」の実施を多くの県民が求めていることを表しています。

このような、多大な努力を払いながら集めた署名は、まさに署名収集者の汗と涙の結晶であるとともに、署名に賛同された方々の熱い思いが詰め込まれたものです。ところが、塩田知事は、この大切な署名について「重く受け止める」と言いながら、実際の受け取りについては、市民団体が事前に知事あての文書で直接受け取りの要請をしていたにも関わらず、知事本人の同席がなかったこと。しかも、あろうことか、署名収集者と署名者の魂を込めた署名を、県庁の裏口からの搬入を指示するなど、言葉とは全く裏腹の対応を行ったことが、臨時会・開会当日夜に行われた「条例制定請求代表者」の意見陳述の中で明らかとなりました。

そして、翌日開かれた連合審査会でも、署名提出時の県の対応が問題となり、その経緯と事実確認を求める質問が出されましたが、担当部局の答弁で「知事と確認して行った」という事実が述べられたとき、塩田知事の「重く受け止める」との言葉を信じていた私

は、この知事の対応と「県民投票条例案」に付された知事の「否定的意見」に強い憤りを感じました。

そもそも、県民投票は、2020年7月の県知事選挙において塩田知事自身が「必要に応じて県民投票を行う」との公約を掲げたものであり、私のまわりにも「これを信じて投票した」という人が何人もいます。

ところが、当選後、知事は公約であった県民投票について、次第にトーンダウンしていき、ついに署名行動が始まろうとする直前の、今年5月26日に「県民投票は行わない」との表明を行いました。

これは、県民投票条例制定の直接請求が行われることを察知した知事が、それを強く牽制する目的で行ったとも考えられるタイミングであり、非常に問題のある行動であったと思われます。しかし、このような知事の言動にもかかわらず、市民団体が行った署名行動は、法定数をはるかに超える数に達し、今回の直接請求に繋がったものです。

このような、文字通り血のにじむような思いをしながら勝ち取った直接請求権。

署名に賛同し、「私の意見を聞いてほしい」という46,112名の署名者の意思を決して無にしないためにも、私は「県民投票条例」の制定を、ここで諦める訳にはいきません。

そこで、改めて、議員の皆さん、お一人お一人に訴えます。

私たち議員は、県民からの負託を受けて、日々の議員活動を行っています。そして、議員として活動する中で、県民一人ひとりの声や思いに寄り添い、県民生活の向上のために、日々汗をかいておられることと思います。

いま、私たち議員の目の前に、46,112人の有権者から、川内原発の20年延長運転の是非について、県民一人ひとりの思いを確認するための「県民投票条例制定」を求める議案が提案されています。

この多くの県民の思いを、私たち議員はしっかりと受け止め、実現に向けて努力することが、いま求められているのではないのでしょうか。

国民や県民が政治を諦めたとき、国や自治体は衰退の一途をたどることでしょう。

鹿児島県議会の発展を県民とともに展望するためにも、県民の声を直接聞く機会である「県民投票」の実施を、県議会として判断していただくために、ご自身の心の扉を開いていただき、それぞれの思いのままに行動していただくよう、改めて心からお願い申し上げます、私の討論を終わります。

ありがとうございました。